



米消費拡大！福井米交付事業 実施要領

平成 22 年 4 月

福井県農業協同組合中央会

1. 事業の趣旨

本県産米の消費拡大と P R に資するため、米、おにぎり、米粉を交付する。

2. 事業名称

福井米消費拡大福井米交付事業

3. 交付対象となる行事等

次のイベントまたは全国大会への参加者について、所定の交付手続きを経て、交付が認められた行事

(1) イベント

- ① 主催者 J A グループと利益相反関係にあるものはこれを認めない。
- ② 参加者 県下全域に参加を呼びかけるもので、特定の地域や組織に限定されたものは認めない。
ただし、米粉の交付については、特定の地域等に限定されていても、料理講習会など米粉の普及につながるイベント（参加者プレゼントなどは除く）については交付する。
- ③ 開催地 福井県内とする。ただし、福井県の P R を目的に、県外で開催するイベントについてはこれを認める。

(2) 全国大会への参加者

- ① 主催者 J A グループと利益相反関係にあるものはこれを認めない。
- ② 参加者 年齢は問わない。ただし、本県代表として全国大会に出場する個人・団体とする。
- ③ 種 目 全ての種目を対象とする。ただし、全国大会への参加による合宿等において米の消費が見込めないものは認めない。
なお、高校生が参加する大会種目については、選抜野球大会、選手権野球大会、ラグビー、サッカーに限る。

4. 交付対象

- (1) 交付対象物 精米、おにぎり、米粉
- (2) 交付額 原則として、1 件当たり 10 万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

5. 申請期間・申請方法

- (1) 申請期間 事業年度（4 月 1 日～3 月 31 日）の 2 ヶ月前より受け付ける。
初回受付 4 月 1 日～4 月 30 日
随時受付 原則として交付日の 2 ヶ月前までに受付を行なう。

(2) 申請方法

交付申請書を下記へ郵送するか受付窓口へ持参する。

なお、申請書は次の窓口に問い合わせるか、「ふくいごはん党」の W e b サイトよりダウンロードする。

※郵送先・受付窓口

〒910-0005 福井県福井市大手 3 丁目 2 番 18 号
福井県農業協同組合中央会 農政生活課

Tel0776-27-8214 fax0776-23-9390 e-メール noutai@chu.ja-fukui.or.jp

ふくいごはん党 URL <http://www.fukuigohan.jp/>

(3) 申請告知 JA広報誌、Web等により告知する。

6. 申請の受理

申請は、次の事項に該当する場合に受理する。なお、内容を審査し、受理できない場合や交付額を減額する場合がある。

ア この要領に定められた次の要件を全て満たさなければならない。

- ・この要領3に定められた行事であること
- ・この要領4に定められた交付対象であること
- ・この要領7に定められた交付条件にもとづき広報をおこなうこと

イ 申請期間

- ①初回受付より審査し、年間の交付事業を決定する。
- ②随時受付については、月単位に審査し、交付事業を決定する。

ウ 申請事項に不備がないこと。

7. 交付の条件（広報資材）

次のいずれかの資材を掲示等する。

- ①横断幕大（2700 mm～900 mm）
- ②横断幕小（1800 mm～900 mm）
- ③バナースタンド（450 mm～1800 mm）
- ④シール
- ⑤資料への広報素材掲載

8. 交付対象物の引き渡し方法

原則として、本会の指定する場所で引き渡す。

9. 返還義務

次の一に該当する場合にはこれを公表し、交付対象物にかかる経費の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付を受けたことが判明したとき
- (2) 対象行事以外に使用したとき
- (3) 対象活動を中止したとき、縮小したとき又は完了できないとき
- (4) 上記の交付の条件を満たさないとき

10. 実績報告書の提出

交付を受けた団体等は、交付日から1ヶ月以内に報告書と7の交付条件に示した内容を原則として写真撮影し、メールアドレス（noutai@chu.ja-fukui.or.jp）に送信する。送付された写真は、事業を紹介するホームページ等で広報する。

ただし、写真の送付が困難な場合は広告素材の掲載された配布資料を上記郵送先に送付する。

(問合せ先)

福井県農業協同組合中央会 農政生活課

TEL0776-27-8214 fax0776-23-9390 e-mail noutai@chu.ja-fukui.or.jp